揖斐川町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務支援業務

公募型プロポーザル

募集要領

令和７年６月

揖斐川町

揖斐川町 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定支援業務

公募型プロポーザル実施要領

１　業務の概要

（１）業務の名称

揖斐川町 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定支援業務

（２）業務の目的

本業務は、地域に適した地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定と公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査を行うことにより、脱炭素社会の実現に向けた取組を推進するとともに、地域課題の解決と地域の魅力向上による地方創生を目的とする。

（３）業務の実施

本業務については、最大限の事業効果・効率化を図るため１事業者（１グループ）に委託することとするが、事業実施にあたっては、支出項目など２つの事業内容を明確に区別して実施すること。

（４）履行期間

契約締結日から令和８年１月３１日(土)まで

（５）提案上限額

８，２３４千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

（６）担当部署及び書類提出先

揖斐川町　住民福祉部住民生活課 担当：中川

501-0692　岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪133番地

電0585-22-2111・ＦＡＸ0585-22-4496

メール:juuminseikatsu@town.ibigawa.lg.jp

２ 応募条件

（１）応募要件

　ア　グループ構成での応募も可とする。

イ　グループ構成で応募する場合、構成員は日本国内の事業者に限る。

ウ　グループは、すべての構成員を明らかにし、その役割分担を明確にすること。

　エ　１グループの構成員は、他のグループの構成員となることができない。

（２）応募者の資格要件

応募者（全ての構成員）は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア　揖斐川町の入札参加資格を有していること

イ　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。

ウ　地方自治法施行令第１６７条の４第２項の規定に基づく揖斐川町の入札参加制限を受けていないこと。

エ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続き開始の申し立て又 は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされていないこと。

オ　役員その他経営に実質的に関与している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員でないこと。併せて、同条第２号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められること等がないこと。

カ　直近３年で本業務と同種（地球温暖化対策実行計画（区域施策編））を3件以上受託し完了した実績があること。

キ　直近３年で本業務と同種（地球温暖化対策実行計画（区域施策編））を岐阜県内自治体において受託し完了した実績があること。

ク　最近１年間の法人税、事業税及び市町税を含む国・地方税等を滞納していないこと。

３　公募型プロポーザルの手続等

（１）プロポーザルの日程

ア　事業公募開始 　　 　令和７年６月２７日（金）

イ　参加申請書提出期限 　　令和７年７月１１日（金）

ウ 質疑書提出期限 　令和７年７月２日（水）

エ 質疑回答 　令和７年７月１１日（金）

オ 応募者資格確認結果・　　令和７年７月１６日（水）

提案要望書の通知

カ 企画提案書提出期限　　　令和７年７月２５日（金）

キ 提案書受付通知 　　 　令和７年７月２８日（月）

　 ク プレゼンテーション　　　令和７年８月４日（月）（予定）

　 ケ　審査結果通知・公表　　　令和７年８月６日（水）（予定）

（２）参加申請書の提出

本件に参加する場合は、参加申請書（様式第１号）に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、以下のとおり提出すること。

なお、参加申請書提出者に対し、資格確認結果等の通知は行わない。ただし、資格要件を満たさないと判断した者については、個別に通知する。

ア　提出期限　令和7年7月11日（金）（必着）

イ 提出書類　①参加申請書（様式第１号）　代表者印を押印したもの１部

②参加資格要件確認書（様式第２号）　構成員毎に１部

ウ　提出方法　持参又は郵送による。なお、持参する場合は、事前に来庁日時を連絡すること。また、郵送の場合は、提出期限に必着とし、書留その他の到達を確認できる方法に限る。

エ　提出先　　１（６）に同じ。

オ　参加辞退　参加表明後、都合により辞退する場合には、速やかに辞退届（様式第３号）を提出すること。なお、辞退届の提出期限は、企画提案書提出期限と同日とする。

（３）質疑

本件に関し質疑がある場合は、質疑書（様式第４号）により受け付ける。

ア　提出期限　令和7年7月2日（水）（必着）

イ　提出先　　１（６）に同じ。

ウ　提出方法　電子メール

質疑書を添付し送付すること。なお、電子メールの件名は、次のとおりとすること。ただし、参加者名称は、略称でも可とする。

件名：温暖化対策計画：＋送信年月日[yyyymmdd] ＋（参加者名称）

【例】株式会社△△△△が令和7年7月1日に質疑書を送付した場合

温暖化対策計画：20250701株式会社△△△△

エ　質疑への回答

質疑への回答は、参加申請を行った全ての事業者の質問を取りまとめて当町ホームページに公表することとする。ただし、質問内容により事業者選定の公平性を保てないと判断された場合は、回答を行わないことがある。

オ　質疑回答予定日　令和7年7月11日（金）

（４）企画提案書等の提出

ア　提出期限　令和7年7月25日（金）

イ　提出書類

① 履行実績等（様式第５号）

履行実績等の添付書類については、可能な限りＡ４サイズとすること。ただし、やむ を得ずＡ３サイズとする場合は、片袖折りをしてＡ４サイズにあわせること。

② 業務実施体制図（様式第６号）

③ 企画提案書（様式自由）

企画提案書は、Ａ４用紙とし、複数ページとなる場合は、ページ番号を付すこと。

④ 価格提案書（様式第７号）

ウ　提出部数　正本１部　副本９部　ＣＤ－Ｒ１枚（ＣＤ－Ｒ電子データは押印省略可）

エ　提出方法　持参又は郵送による。なお、持参する場合は、事前に来庁日時を連絡すること。また、郵送の場合は、提出期限に必着とし、書留その他の到達を確認できる方法に限る。

　オ　提出先 　１（６）に同じ。

４ 評価方法等

（１）評価基準

別表「評価基準」のとおり。

（２）評価方法

ア　評価基準により能力評価、提案評価及び価格評価を行い、それぞれの評価点の合計 が最も高い者を契約候補者として選定する。なお、同点となった者が複数あった場合は、提案評価の評価点がより高い者を契約候補者として選定する。

　 イ　提案評価は、提案書及びプレゼンテーションにより評価する。

ウ　能力評価と提案評価の配点を合算した配点の５割を基準点とし、基準点に満たなかった提案者は選定の対象としない。

　 エ　参加申請者が４者以上のときは、事前に能力評価による１次選考を行い、その評価点が上位の３者において提案評価及び価格評価による２次選考を行う。

　　オ １次選考の結果は、令和7年7月28日（月）までに電子メールにより通知する。

（３）提案評価（プレゼンテーション）

ア　開催日 令和7年8月4日（月）を予定

提案者毎の集合時間・場所等は、別途通知する。

イ　時間　　 提案者毎の時間は、３５分（プレゼンテーション２０分、質疑応答１５分）とする。準備に要する時間は、別途確保する。

ウ　参加人数　参加人数は、３人以内とする。なお、本業務において予定している主担 当者は必ず出席すること。

エ　注意事項

　　 ① 発表の順番等については、提案者と協議することなく、町が決定する。

② プレゼンテーションは企画提案書をもとに行うこと。

③ 企画提案書の内容をプレゼンテーション用に再構成することは可とするが、企画提案書と異なる内容の提案は、評価対象外とする。なお、配布する場合は、１０部用意すること。

④ プレゼンテーションに当たり、町が用意するプロジェクタ及びスクリーンを使用することができる。この場合において、必要となるノートパソコン等については、提案者が持参すること。

⑤ プレゼンテーションは原則対面で実施する予定であるが、状況により実施方法の変更（オンラインによるプレゼンテーション）やプレゼンテーションを実施しないこともある。なお、プレゼンテーションを実施しない場合には、提出された企画提案書により審査を実施する。

（４）結果通知

評価結果は、令和7年8月6日（水）に書面による通知を発送する。同日に通知を発送できない場合は、電子メール等により別途連絡する。

５ 契約の締結

契約候補者の選定後、被選定者と仕様書及び企画提案書の内容により提出された価格提案書の記載額で契約を行う。ただし、選定後契約締結前に契約内容について協議を行うことがある。協議の結果、契約に至らなかったときは、審査において次順位であった者を新たに契約候補者とし、協議を行う。

６ その他

（１）企画提案書の提出後、提案者が「２ 応募者の資格要件」に該当しなくなったとき、提出した書類に虚偽の記載があったとき、その他本実施要領等に違反したときは、当該提案者の提案は無効とする。

（２）企画提案書の記述は、職員が補足説明を要せず理解できる内容とすること。

（３）企画提案書の記載内容は、本業務における実施義務を提案者が提示したものとする。

（４）企画提案に係る一切の費用は、提案者の負担とする。

（５）提出された資料は、返却しない。

（６）審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議は、認めない。

（７）本プロポーザルは、随意契約の優先交渉者を選定するものであり、契約の締結を担保 するものではない。

（８）本業務は、環境省「令和６年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）第１号事業」の活用を予定しているため、当該補助金の交付要領等により、補助金の目的や性格を十分理解して業務を行うこと。なお、補助金の交付に至らなかった場合には、事業化されないことがある。